

# 労働基準広報 No.2150 2023 11/1

## CONTENTS

**特集** 公的職業訓練の在り方に関する研究会 報告書 —— 6

# 非正規等が働きながらも学びやすい 職業訓練を提言・令和6年度から試行

(編集部)

●企業税務講座 ————— 16

第126回 ポイント制にまつわる会計と税務

**運用実態に即した処理が必要**

(弁護士・橋森正樹)

●弁護士&元監督官がズバリ解決！

～労働問題の「今」～ ————— 24

〈第110回〉副業・兼業の諸問題③

**管理モデルは他の事業場での労働時間  
把握せずとも労働基準法の遵守が可能**

(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●改正「定時決定・随時改定の事務取扱い事例集」③ — 40

**7月1日時点で一時帰休未解消の場合は  
休業手当等を含めて標準報酬月額を決定**

(編集部)

●NEWS ————— 1

◆ 政府・「年収の壁・支援強化パッケージ」を  
決定/「106万円の壁」にキャリアアップ助成金

◆ 労政審 雇用環境・均等分科会/仕事と育  
児・介護の両立支援制度等の検討を開始

◆ 厚労省・人材サービス総合サイト/就職者  
数及び離職者数の情報提供期間5年に延長

◆ 職業安定分科会雇用保険部会/育児休業給  
付拡充などは国庫負担でとの意見多数 ほか

●本誌読者アンケート ————— 39

●労働スクランブル 第454回 (飯田康夫) — 46

●わたしの監督雑感 ————— 54

熊本・玉名労働基準監督署長 濱田智子

●編集室 ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

### 労務相談室

回答者

**社会保険** [標準報酬月額上がり自己負担限度額変更] 高額療養費のカウントは — 48 特定社労士・藤岡衣里子

**新型コロナ** [一定の猶予期間を設けた後であれば] テレワークを廃止できるか — 50 弁護士・加島幸夫

**労働基準法** [1日の所定労働時間特定できない者] どのように定めればよいか — 52 弁護士・田島潤一郎